

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：学校教育法施行令の一部を改正する政令

規制の名称：法科大学院の收容定員に係る学則変更の認可事項化

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止

担当部局：高等教育局専門教育課専門職大学院室

評価実施時期：令和8年3月

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

課題を取り巻く社会経済情勢等の変化による影響及び事前評価時には想定していなかった影響としてコロナ禍があるが、規制導入時である令和3年度から令和7年度までに法科大学院志願者数が回復していることなどを踏まえると（令和3年度：8,341人、令和7年度：15,271人）、コロナ禍を経ても、当該規制がない場合に定員規模が過大となる可能性に変わりはない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

想定外の影響としてコロナ禍があるが、①のとおり、コロナ禍を経ても法科大学院志願者数が回復基調にある中、当該規制の必要性に変化はなく、事前評価時に想定されていたベースラインの再設定は必要ない。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

想定外の影響としてコロナ禍があるが、①のとおり、コロナ禍を経ても法科大学院志願者数が回復基調にある中、当該規制の必要性に変化はなく、法科大学院を法曹の需要の動向等を踏まえた適正な定員規模に管理することで、法科大学院入学から司法試験合格までの予測可能性を担保し、もって、より多くの有為な人材が、安心して法科大学院に進学し法曹を目指すことができる環境を整備する必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

法科大学院の収容定員に係る学則変更にあたっては、当該法科大学院を設置する大学が認可申請を行う必要があり、そのための事務負担が発生する。学則変更に当たり認可申請を行う場合の費用は、必要な学内手続の内容等により左右されるため当該費用を明確化することは困難であるが、仮に各大学において400時間を要するものと仮定すると、1件当たりの遵守費用は、以下のように推計され、これは事前評価時の想定からかい離はない。

(申請に要する時間：400時間) × (時給：3,000円) = 120万円

※時給…5,233千円(平均給与(年間)) ÷ 1,709時間(総実労働時間(年間)) = 3,062円より、3,000円と仮定

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

本規制の新設により、新たに発生する行政費用を切り分けて算出することが困難であった点は、事後評価時においても変わりがないため、比較することは困難である。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時点では、法科大学院において法曹の需要の動向等を踏まえた適正な定員規模の管理が可能となることにより、法科大学院入学から司法試験合格までの予測可能性を担保し、もって、より多くの有為な人材が、安心して法科大学院に進学し法曹を目指すことが可能となること本規制の目的であったことから、法科大学院志願者数及び法科大学院修了生の司法試験合格者を指標とすることが想定されていた。

事後評価時点では、法科大学院への入学志願者が本規制導入時と比べて1.8倍となっている一方で、法科大学院全体の入学定員数は本規制導入時より大きく変わっていない（参考1）。他方、司法試験合格者は本規制導入時と比べておおむね同水準で推移しており（参考2。令和5年度は在学中受験が導入された年であることから一時的に合格者が増えたことが推察される。）、また、法科大学院修了生の修了後1年目の司法試験合格率（令和5年からは在学中受験を含む。以下同じ。）も上昇傾向にある（参考3）。

以上から、事前評価時に指標として想定されていた法科大学院志願者数及び法科大学院修了者の司法試験合格率はいずれも上昇しており、本規制により、規制導入時の政策意図である、予測可能性を担保することにより有為な人材が、安心して法科大学院に進学し法曹を目指すことが可能となるという効果は一定程度発現していると言える。

（参考1）法科大学院の志願者数・入学定員数・入学者数・入学定員充足率の推移

	志願者数	入学定員数	入学者数	入学定員充足率
令和3年	8,341人	2,233人	1,724人	77.2%
令和4年	10,564人	2,233人	1,968人	88.1%
令和5年	12,174人	2,197人	1,971人	89.7%
令和6年	13,513人	2,197人	2,076人	94.5%
令和7年	15,271人	2,157人	2,058人	95.4%

(参考2) 司法試験合格者数の推移

	合格者数
令和3年	1,421人
令和4年	1,403人
令和5年	1,781人
令和6年	1,592人
令和7年	1,581人

(参考3) 法科大学院修了生の修了後1年目の司法試験合格率

	全体	既修	未修
令和3年度修了者	53.6%	62.5%	62.5%
令和4年度修了者	55.1%	63.1%	63.1%
令和5年度修了者	63.0%	69.6%	69.6%
令和6年度修了者	63.3%	71.5%	71.5%

※ 本規制は令和3年4月1日に施行されている。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

本規制の効果について金銭価値化して便益を把握することは困難である。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

本規制による副次的な影響及び波及的な影響、事前評価時に意図していなかった負の影響は特段見受けられない。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

本規制導入前と比較して、社会経済情勢等の変化による影響等としてコロナ禍があるが、1①のとおり、コロナ禍を経ても法科大学院志願者数が回復基調にある中、当該規制の必要性に変化はなく、副次的な影響及び波及的な影響も見受けられない。また、本規制により行政費用が発生した場合もあると考えられるものの、法科大学院における法曹の需要の動向等を踏まえた適正な定員規模の管理は引き続き必要であり、より多くの有為な人材が、安心して法科大学院に進学し法曹を目指すことが可能となるなどの効果が、引き続き期待できるため、本規制を継続することが妥当である。